

3 源泉所得税

統計表を見るに当たって

この章は、平成14年分の源泉所得税の課税状況を示したものである。
課税状況は、全数調査又は標本調査により調査、集計したものであり、巨視的な角度から源泉所得税の課税の全容を捕えたものである。

源泉徴収税率

1	利子所得(源泉分離課税)	15%	
2	配当所得		
(1)	株式等		
	総合課税分	20%	
	源泉分離選択課税分	35%	
	確定申告不要分	20%	
(2)	証券投資信託(特定株式投資信託を除く。)の収益の分配(源泉分離課税)	15%	
	(注) 特定株式投資信託の収益の分配は、20%の税率が適用され、総合課税の対象となる。		
3	割引債の償還差益(源泉分離課税)	16・18%	
4	上場株式等の譲渡所得等(源泉分離課税)	20%	
5	給与所得「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額	(略)	
6	退職所得		
(1)	「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合 「退職所得の源泉徴収税額の速算表」	(略)	
(2)	「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない場合	20%	
7	報酬・料金等		
(1)	原稿料等(所得税法第204条第1項第1号)		
	弁護士、税理士等(同第2号)	1回の支払金額100万円までの部分	10%
	職業野球選手、騎手等(同第4号)		
	芸能等についての出演、演出等(同第5号)	1回の支払金額100万円超の部分	20%
	契約金(同第7号)		
(2)	司法書士、土地家屋調査士、海事代理士(同第2号)	= 1回の支払金額1万円を超える額 = 1回の支払金額5万円を超える額 = 月中の支払金額12万円を超える額 = (5千円×日数)を超える額 = 1回の支払金額50万円を超える額 =(賞金額の20%+60万円)を超える額	10%
	職業拳闘家(同第4号)		
	外交員、集金人、電力量計の検針人(同第4号)		
	バー、キャバレーのホステス等(同第6号)		
	広告宣伝の賞金(同第8号)		
	競馬の馬主が受ける賞金(同第8号)		
(3)	診療報酬(同第3号) = 月分の支払金額20万円を超える額		10%
(4)	芸能法人(所得税法第174条)		10%
8	公的年金等(所得税法第203条の2) = ((公的年金等の支給額) - (控除額))		10%
9	生命保険契約等に基づく年金(所得税法第207条)		
	(支払う年金の額 - その年金の額に対応する保険料又は掛金の額)で25万円を超えるもの		10%